

【資料第3】投資協定の比較

		日本の従来型 二国間投資協定	日星経済連携 協定(投資の章)	日韓投資協定	日越投資協定
投資の自由化	投資前(1)の内国民 待遇(2)	×	○	○	○
	投資前(1)の最恵国 待遇(3)	○	×	○	○
	パフォーマンス要求の 禁止(4)	×	○	○	○
円滑化 投資活動の	入国への配慮 (好意的に配慮)	○		○	○ (好意的に配慮)
	透明性	×		○	○
投資の保護	投資後(1)の内国民 待遇(2)	○	○	○	○
	投資後(1)の最恵国 待遇(3)	○	×	○	○
	裁判を受ける権利	○	○	○	○
	収用・補償	○	○	○	○
	国家緊急時の補償	○	○	○	○
	送金の自由	○	○	○	○
	請求権代位	○	○	○	○
紛争手続処理等	紛争処理(国対投資家)	○	○	○	○
	紛争処理(国対国)	○		○	○
	合同委員会	×		○	○
	知的財産権保護のため の協議	×	×	×	○

○：協定で規定されている要素、×：協定で規定のない要素、：他の章で規定されている要素

(1)・投資前：投資の許可段階(投資財産の設立、取得、拡張)を指す。

・投資後：投資の許可後(運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分)を指す。

(2)内国民待遇：当事国の一方が、自国民に与えた待遇よりも不利でない待遇を、他方の当事国にも与えること。

(3)最恵国待遇：当事国の一方が、その領域において、現在および将来に任意の第三国国民に与える最も有利な待遇を、他方の当事国にも与えること。

(4)パフォーマンス要求の禁止：投資受入国の投資・事業活動の要件として、現地人材の雇用義務、現地調達要求、輸出要求などの条件を課すことを禁止すること。